

00894

鳥取縣公報

昭和二十二年四月三十日 水曜日
號外

本書ノ大キサハ國定規第5△例

告示

◆鳥取縣告示第百六十一號

昭和二十二年度春期鍼術、灸術、按摩術マツサージ術、理髮試験を次のように施行する。

昭和二十二年四月三十日

種 別 日 時 場 所

鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術學說試験 昭和二十二年五月一十七日前丸時

同 頭髮(剃剪) 試験 同

理髮(結髮、電髮) 實地試験 同 二十八日同

三十日同

鳥取市湯所町

鳥取縣立育英聾啞學校

志願者は昭和二十二年五月十日迄に、願書に履歴書(自筆)修業證明書、戸籍謄本若は戸籍抄本、寫眞二葉(最近撮影したる半身無臺紙)手數料(理髮は染頭、鍼術、灸術、按摩、マツサージ術は八圓)を添付し鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出(理髮試験出願者は所轄警察署經由)の上、驗當日午前八時迄に受験用具携帶出頭すること。

成するよう格段の努力を煩わしたい。

道路愛護運動實施要綱

一、主旨

管下の國府縣道の現況は著しく荒廢して居り經濟再建の促進並びに民生の安定に及ぼす影響は頗る大きい。依つて速かに之が整備を圖り、その維持管理を全うする必要があり、今回其の計畫の一端として廣く縣民に

呼びかけ、道路愛護に對する理解と自主的協力を得る爲本運動を展開して所期の目的を達成せんとするものである。

二期日 五月五日（雨天の場合は無期延期）

三、實施要領

(一) 縣

イ、五月五日知事又は土木部長の「道路愛護運動について」の談話を鳥取放送局より発表。

ロ、當日は知事以下六部長は縣下一圓を手分けして

視察し關係方面に感謝並に激励する。

ハ、縣を單位とする自動車、荷馬車等の運輸業者及

び土木請負業者の組合又は團体の代表者と折衝し、當日無料にて道路補修材料運搬の援助を求める。
二、土木部は勿論各課は分擔を定め、各方面に出張し出來得る限り材料運搬に参加すること。
ホ、當日土木部各課は分擔を定め、各方面に出張し指導獎勵に努める。

(二) 土木出張所

イ、管内地方事務所長、警察署長、市町村長、中等學校長、中學校長、青年學校長及び小學學校長並びに縣の「ハ項」の地方代表者又は關係者に實施計畫を示し、打合せ協議を行なうこと。

ロ、豫め管内の貨物自動車、荷馬車の實態を調査し、補修材料を運搬計畫を樹て、關係方面と交渉し運動實施に協力を乞うこと。

ハ、市町村の實施計畫については左記により指導し、各地方の事前に應じ工夫を凝すこと。

(1) 市町村内の國府縣道を損傷の程度、交通量の多寡により適宜に區分し、作業の種類を豫め指

示し、各關係團體の受持區域を定め作業計畫を樹てさせること。

(2) 市町村に對しては回覽板、掲示等により生徒、

青年團員に對しては學校長又は團長より夫々主旨を徹底せしめる。

此の場合の主旨としては次の点をよく理解ある様配慮されたい。

○道路は再建日本の基盤となるものであり且つ

「街の鏡」である。道路は日常生活に密接なる關係があり、直接間接を問はずその良否については常に關心を持たなければならぬこと。

○國府縣道は縣が管理し維持するのが當然ではあるが、縣のみに任すことなく我等の道路であつてお互に利用するのであるから、市町村道や里道と同様今まで年中行事として行はれて居る路普請をするのと同様の氣持で愛護の氣持を喚び起すこと。

○鳥取縣の道路は戰時中より引きつき、又降雪

官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する件) (昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十二年三月十三日以降に於ける本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物沒收の件